

四国電力株式会社「西条発電所1号機リプレース計画環境影響評価書」に係る確定通知について

平成31年2月19日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

当省は、「西条発電所1号機リプレース計画環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の17第2項の規定に基づき、本日、四国電力株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は同法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた同社は、同条第2項の規定に基づき、愛媛県知事等に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定に基づき、確定した評価書を公告及び縦覧（1月間）し、周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続）

計画段階環境配慮書受理	平成28年 3月31日
環境大臣意見受理	平成28年 6月10日
経済産業大臣意見発出	平成28年 6月24日

環境影響評価方法書受理	平成28年 9月 1日
意見の概要等受理	平成28年10月31日
愛媛県知事意見受理	平成29年 1月12日
経済産業大臣通知発出	平成29年 1月25日

環境影響評価準備書受理	平成30年 4月 2日
意見の概要等受理	平成30年 6月18日
愛媛県知事意見受理	平成30年10月 9日
環境大臣意見受理	平成30年11月30日
経済産業大臣勧告発出	平成30年12月21日

環境影響評価書受理	平成31年2月 5日
経済産業大臣確定通知発出	平成31年2月19日

問い合わせ先：電力安全課 高須賀、沼田
電話：03-3501-1742（直通）